

## 高知大学総合研究センター運営戦略室規則

平成 18 年 6 月 15 日  
規則 第 20 号

最終改正 令和 3 年 12 月 21 日規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）規則第 11 条の規定に基づき、センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の業務及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略及び運営・評価に関すること。
- (2) 中期目標及び中期計画に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること。
- (4) 職員の人事に関すること。
- (5) 規則の制定・改廃に関すること。
- (6) その他センターに関する重要な事項に関すること。

(運営戦略室会議)

第 3 条 運営戦略室に、運営戦略室会議を置く。

- 2 運営戦略室会議は、センター規則第 3 条第 2 項に掲げる者をもって組織する。
- 3 運営戦略室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、運営戦略室会議に第 2 項以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 4 条 運営戦略室の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月15日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規則第46号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。